



厚生労働省

# 静岡労働局だより



2016. 7

- 「いじめ・嫌がらせ」が4年連続過去最多 . . . 1
- 熱中症を防ぐために . . . 2
- 夏季の「働き方改革」の取組のすすめ . . . 3
- 平成28年度パート表彰 応募企業を募集しています!! . . . 3
- 改正労働者派遣法説明会を開催しました . . . 4
- 静岡県内の有効求人倍率（平成28年5月内容） . . . 4

## 「いじめ・嫌がらせ」が4年連続過去最多

雇用環境・均等室  
054-252-5310

### ～平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況～

総合労働相談件数34,376件（前年度比+4%増）

このうち民事上の個別労働紛争相談件数 5,950件（過去最多 前年度比+8.5%増 右下図参照）

静岡労働局長による助言・指導件数497件（前年度比+6.4%増）

静岡労働紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数164件（前年度比+61%増）

民事上の個別労働関係紛争(民事上の労働者と事業主間の労働関係のトラブル)は、当事者が法令・判例などを知らなかったり、何らかの誤解が原因となっているケースも多く、これに対して適切な情報の提供、相談対応を行うことで、『紛争がこじれる』ことを未然に防止し、労使の自主的な解決を促進することが重要です。

静岡労働局では、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応する『総合労働相談コーナー』を労働局及び県下7労働基準監督署内に設けて総合労働相談員を配置しています。

平成27年度に総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談の多くは、制度についての問い合わせ等ですが、労働関係法上の違反を伴わない民事上の個別労働関係紛争の相談も増えています。内訳は『いじめ・嫌がらせ』が最も多く、『自己都合退職』、『解雇』、『退職勧奨』、『労働条件の引下げ』と続きます（右下図参照）。

静岡労働局では、民事上の個別労働関係のトラブルについて、相談者からの要望に基づいて、『助言・指導』、『あっせん』を行い、自主的な労使間の紛争解決の促進を図っています。

#### 『助言・指導』とは？

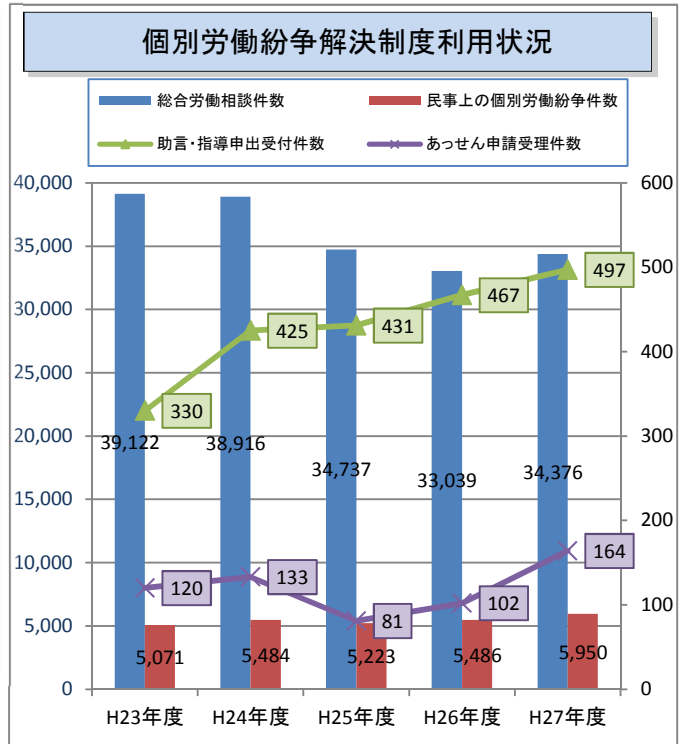
⇒ 民事上の個別労働関係紛争について、静岡労働局長が紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘して、解決の方向を示すことにより、紛争当事者同士の自主的な紛争解決を促進する制度です。通常は、各総合労働相談コーナーに配置されている総合労働相談員から被申出人へ電話により連絡して助言を行います。

#### 『あっせん』とは？

⇒ 労働問題の専門家（弁護士及び特定社会保険労務士）で構成される『静岡紛争調整委員会』のあっせん委員が、個別紛争解決に向けて、紛争当事者間の調整を行い、話し合いの促進を図ることにより、両当事者間の自主的解決を図る制度です。

「助言・指導」、「あっせん」ともに法的拘束力はありません。民事上の個別労働関係紛争を自主的に解決するお手伝いを行う制度で、

- 迅速 ● 簡易 ● 無料 ● 秘密厳守 ● 任意が特徴です。



#### 民事上の個別労働紛争相談内容の内訳

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
第1位	解雇 (1,136)	いじめ嫌がらせ (1,239)	いじめ嫌がらせ (793)	いじめ嫌がらせ (817)	いじめ嫌がらせ (1,429)
第2位	いじめ嫌がらせ (964)	解雇 (979)	解雇 (793)	解雇 (817)	自己都合退職 (915)
第3位	労働条件引下げ (737)	自己都合退職 (701)	自己都合退職 (720)	自己都合退職 (764)	解雇 (780)
第4位	退職勧奨 (580)	労働条件引下げ (691)	退職勧奨 (630)	労働条件引下げ (532)	退職勧奨 (558)
第5位	自己都合退職 (546)	退職勧奨 (619)	労働条件引下げ (580)	退職勧奨 (489)	労働条件引下げ (530)

# 多発しています



静岡県内の過去10年間に  
おける熱中症による死亡者数  
は12人で愛知県の15人に次  
いで多く発生しています。  
7～8月がピークになります。  
熱中症を正しく理解し、予防に  
努めてください！

- 熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができます。
- 熱中症になった場合も、適切な応急処置により救命することができます。
- 一人ひとりが、熱中症予防の正しい知識をもち、自分の体調の変化に気をつけるとともに、周囲の人にも気を配り、予防を呼びかけ合って、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

## 熱中症とは・・・

- 高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、**筋肉痛**や**大量の発汗**、さらには**吐き気**や**倦怠感**などの症状が現れ、重症になると**意識障害**などが起こります。
- 気温が高い、湿度が高いなどの**環境条件**と、体調が良くない、暑さに体がまだ慣れていないなどの**個人の体調による影響**とが組み合わさることにより、**熱中症の発生が高まります**。
- 屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くなられたりする事例が報告されています。

急に暑くなった日は  
特に注意！

室内にいるときも  
注意が必要！

## 熱中症の予防法

### 暑さを避ける

#### 室内では・・・

- 扇風機やエアコンで温度を調節
- 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- 室温をこまめに確認
- WBGT値（※）も参考に

無理をしてエアコンを使わないと  
体調を崩すことがあります！

#### 外出時に

- 日傘や帽子の着用
- 日陰の利用、こまめな休憩
- 天気の良い日は、日中の外出をできるだけ控える

#### ※WBGT値・・・

気温、湿度、放射熱から算出される暑さ指数運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。

環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測地と予想値が掲載されています。

#### からだの蓄熱を避けるために

- 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服を着用する
- 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

### こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液（※）などを補給する

※水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

## 注意していただきたいこと

暑さの感じ方は人によって異なります

・その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

高齢者や子ども、障害者、障害児は、特に注意が必要です

・熱中症患者のおよそ半数は65歳以上高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているため、注意が必要です。

・子どもは体温の調整機能がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。

・のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分補給をしましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って**温度調整**をするように心がけましょう。

節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください

・気温が高い日や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。

## 熱中症を疑われる人を見かけたら

1. 涼しい場所へ、避難させる。
2. 衣服を脱がせ、からだを冷やす。（特に、首の周り、脇の下、足の付け根など）
3. 水分・塩分、経口補水液などを補給する。

自力で水を飲めない、意識がない場合は、  
直ちに**救急車**を呼びましょう！

静岡労働局HP ⇒ 職場における熱中症予防対策（サイト内検索）パンフレット、リーフレットもダウンロードできます！

[http://shizuoka-roudoukyoku.j-site.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anken\\_eisei/hourei\\_seido/120012.html](http://shizuoka-roudoukyoku.j-site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/120012.html)

～「ゆう活」や夏季休暇の取得を～

【働き方改革】

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業において長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直すことを「働き方改革」と呼んでいます。厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しています。



企業のみなさまのおかげで、「働き方改革」や「朝型勤務」や「フレックスタイム制」の推進などの取組事例を収集することができました。それぞれの具体的な取組を働き方・休み方改善ポータルサイト (<http://work-holiday.mhlw.go.jp>) で公表しています。取組内容を参考にして、それぞれの「夏的生活スタイル変革」に取り組んでみてはいかがでしょうか。

【ゆう活】

働き方改革の一環に「ゆう活（ゆうやけ時間活動推進）」があります。「ゆう活」とは、明るい時間が長い夏季に、仕事と生活の調和の実現などを目的として始業時間の前倒しをする制度のことです。「ゆう活」の実施には、これを契機とした業務効率化及び意識の変革が不可欠です。仕事の開始時間を早めても、帰る時間が変わらず、結果として労働時間が延長されてしまうのでは意味がありません。また、育児・介護等の事情により「ゆう活」が困難な労働者にまで無理に適用しないなどの配慮も必要となります。企業の実情に応じた業務の効率化、働き方への意識の変革を図りながら、効果的な「ゆう活」を実施しませんか？



【プラスワン休暇】

土日や祝日に年次有給休暇を組み合わせるとして連休にすること、またはその年次有給休暇やその連休のことを「プラスワン休暇」と呼んでいます。海の日、山の日、夏季休暇にプラスワン休暇を実施して、働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？この時期に繁忙期を迎える企業は、時期をずらして、交代制による連続休暇を取り入れてみては如何でしょうか。

平成28年度パート表彰 応募企業を募集しています！！

そもそも、「パート表彰」って？？

パートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業を表彰することで、パートとして働く労働者が、その働きや貢献に見合った評価を受け、正社員との均等・均衡待遇を推進を図ることが目的です。

表彰を受けることでシンボルマークが使えるようになり、「応募が増えた」、「知名度が上がった」という企業の声だけでなく、従業員からも「働いている環境のよさを再認識した」という声が上がっており、内外問わず良い刺激となっております。

どういう会社が応募できるの？

下記サイトにて、診断、宣言をしており、パート労働者が活躍できるような環境づくりの実績や成果があれば、企業の規模を問わず応募可能です。

応募方法は？

まずは、「パート労働者活躍企業診断サイト」で自社の取組状況を診断して下さい。  
次に、「パート労働者活躍企業宣言サイト」で自社の取組内容を宣言して下さい。  
最後に、「パート労働者活躍推進企業表彰サイト」の所定様式にて応募して下さい。  
※上記サイトは全て「パート労働ポータルサイト( <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/> )」内にあります。



マークには受賞年度と受賞名が記載されます

締め切りは、平成28年7月27日(水)！！応募お待ちしております♪

# 改正労働者派遣法説明会を開催しました

需給調整事業課  
TEL054-271-9980

需給調整事業課では、派遣元事業主を対象とした「改正労働者派遣法説明会」を、6月3日（金）もくせい会館、6月7日（火）沼津商工会議所、6月9日（木）アクトシティ浜松、6月17日（金）沼津合同庁舎の県内4会場で開催しました。

当日は、平成27年9月30日に施行された「改正労働者派遣法」の概要と、法改正に伴い一部変更となった「労働者派遣事業報告書」の記入方法について説明を行いました。

4会場合計で、1,115人の参加がありました。



6月7日 沼津商工会議所で行われた説明会の様子

## 特定労働者派遣事業者・許可移行説明会の開催について

労働者派遣事業は、「特定労働者派遣事業」と「一般労働者派遣事業」という区分がありましたが、平成27年9月の法改正により、この区分は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく「許可制」に一本化されました。

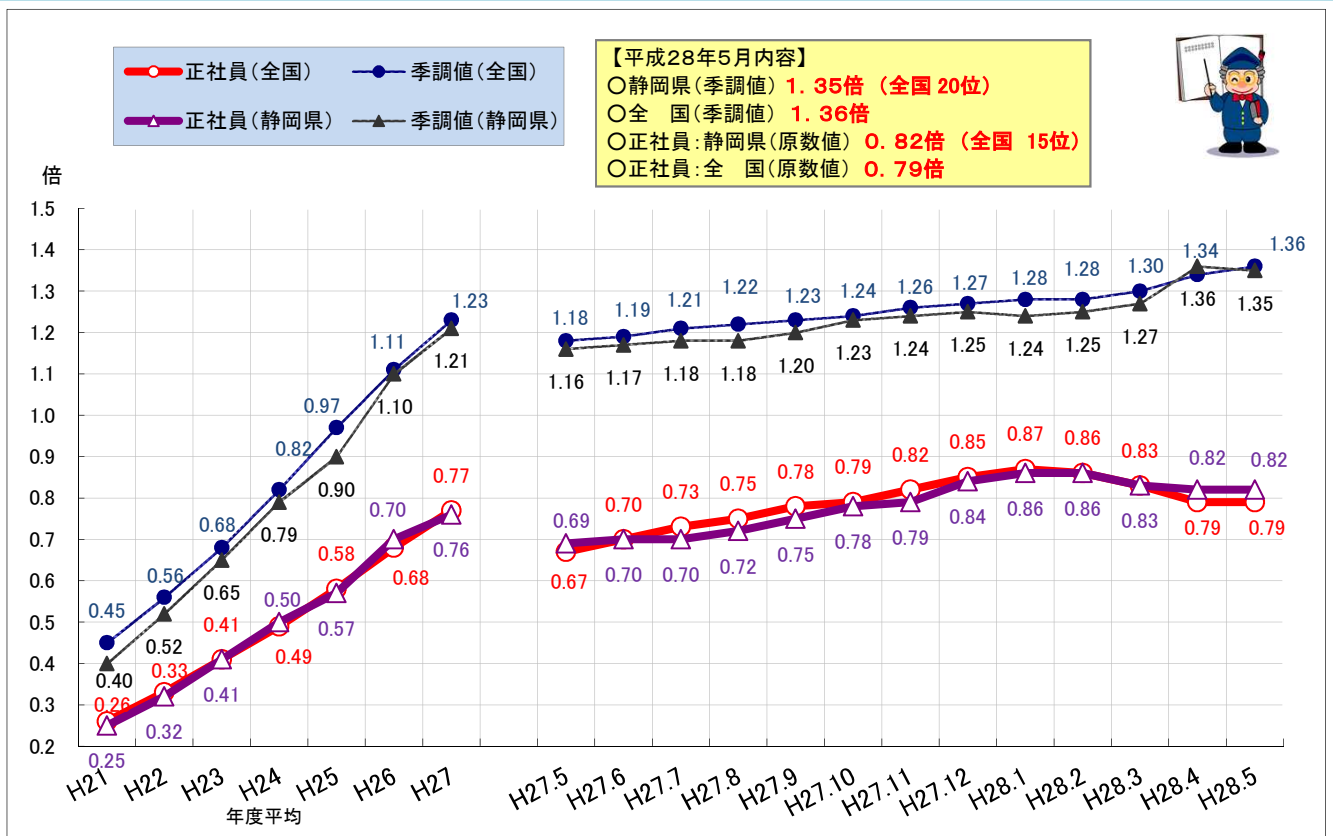
経過措置が設けられ、平成30年9月29日までの間については、引き続き、現在の「特定労働者派遣事業」の範囲で事業を営むことができますが、平成30年9月30日以降も派遣を続けたいということであれば、新たに許可を受けていただく必要があります。

需給調整事業課では、「旧特定労働者派遣事業者」を対象に許可移行についての説明会を実施しています。

開催日時、申込については、HPをご覧ください。 静岡労働局 (<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

## 静岡県内の有効求人倍率（平成28年5月内容）

職業安定課  
TEL054-271-9950



### 死亡事故災害発生状況

	(6月把握分)	1～6月
製造業	1	5
建設業	0	4
運輸業	1	3
農林業	0	0
その他	0	1
合計	2	13

編集・発行

静岡労働局 雇用環境・均等室

〒420-8639

静岡市葵区追手町9番50号(静岡地方合同庁舎3階)

TEL <054>254-6320

FAX <054>254-6543

<HP> <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>